

○豊島区災害対策本部条例

昭和38年7月18日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定にもとづき、豊島区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平8条例26・平25条例8・一部改正）

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、豊島区規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務をつかさどる。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(補則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、豊島区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月10日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。